

新潟市秋葉区農業委員会 2 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 2 月 28 日（水）午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

2 番 平野 榮治

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

13 番 砂原 剛
14 番 佐藤 英一

第 2 議事

議案第 33 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 34 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 35 号 農地利用集積円滑化事業規程の決定について
議案第 36 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について
議案第 37 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	笹川 純衛
農政振興係長	白川 文夫

佐藤事務局長

お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度2月定例総会を開会いたします。
それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。

会長

<挨拶>

局長

ありがとうございました。
それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。
なお、本日は、2番平野委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。
それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。

議長（小倉会長）

それでは、最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長

皆さんから異議がありませんので13番・砂原委員、14番・佐藤英一委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 33 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 33 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

7 ページまで利用権設定の新規、新津地区が 33 件、筆数 147 筆、面積 184,329 m²であります。

8 ページから 34 ページまでは利用権の更新、新津地区が 113 件、小須戸地区が 19 件、筆数 1,063 筆、面積 873,753 m²であります。

35 ページは売買、新津地区が 3 件であります。

36 ページから 39 ページまでは利用権の移転、新津地区が 2 件、小須戸地区が 18 件であります。

40 ページからは農地中間管理機構に貸し付ける案件になっております。新津地区で 4 件、小須戸地区で 4 件、筆数 150 筆、面積 129,045 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

42 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は平成 30 年 3 月 14 日となります。

43 ページには地区別実績表を添付いたしました。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員 退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 33 号は原案のとおり決定しました。
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは、次に移ります。
議案第 34 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

それでは、議案書について説明申し上げます。
まず説明前に 1 月定例総会において、議案書 2 ページ 5 番、農地法第 3 条使用貸借の設定の説明の際、質問がありましたことについて訂正の報告をさせていただきます。

当初説明では、父の A さんが青年給付金をいただいている関係から経営を分離していると説明いたしましたが、この制度は新しく、産業振興課で確認したところ、子の B さんが受け取っていたことが確認できましたので訂正の報告をいたします。

なお、この青年給付金は、現在、農業次世代投資資金と名称を変えて実施されています。

それでは、これより議案書に従い説明いたします。

議案書 44 ページをお願いします。

議案第 34 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。

番号 1 です。

蒲ヶ沢地区の売買による所有権の移転のための転用許可申請です。

以前より無許可で利用していましたが、このたび自宅の出入口道路として利用していくため、始末書付きで申請されたものです。

転用面積は、畑 1 筆、約 0.2 アールです。

なお、同時利用地の宅地が 66 m²あり、合計で約 89 m²の利用になります。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の広がりのある良好な営農条件を備えた農地であることから第 1 種農地に該当し、原則許可することはでき

ませんが、既存施設の拡張であることから、許可相当と判断されます。

申請地は、農振農用地区域外農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。また、農地部会に付されております。

番号2です。

北上新田地区で、売買による所有権の移転のための転用許可申請です。建売住宅建築敷地として利用するためのものです。

譲受人の会社では、直近の過去3年間で建売住宅建築はありませんが、平成25年12月に南区内において建売住宅建築を実施しており、7棟計画で5棟が完了しています。なお、平成30年3月には残り2棟も着工予定でです。

そのため進捗率は現在約71%ですが、今後100%が見込めます。

譲渡人は、6人で構成されています。

転用面積は、畑9筆、約22アールです。

農地区分ですが、申請地からおおむね300m以内にJRさつき野駅があることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断されます。

また、申請地は都市計画法の第34条第12号に該当し、開発行為許可申請書も出ており、許可見込みであります。

申請地は、農振農用地区域外農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されております。

番号3です。

新保地区で、賃貸借権による権利の設定のための転用許可申請です。

目的は、コンビニエンスストア建築敷地として利用するためのものです。既にあるコンビニエンスストアが手狭になり、駐車場利用者や大型車両も増えているため店舗を移動し、駐車場スペースの確保とコンビニエンスストア新設のための申請です。

転用面積は、畑1筆、約5アールです。なお、既存施設を取り壊し同時利用するため、合計で約21アールになります。

申請地は、既存敷地と一体利用のため、既に埋設されている水道管及び下水管のある道路の区域に位置し、概ね500m以内に市立小須戸幼稚園及び市立小須戸中学校があることから第3種農地に該当し、許可相当と判断されます。

申請地は、都市計画法第34条第14号に該当し、開発行為許可申請書も出ているため許可見込みであります。

農地区分は、農振農用地区域外農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されております。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

平成30年2月23日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請3件の調査内容について報告します。

議案書44ページ1番の案件です。

本件の譲受人のC氏から申請にいたった理由について説明してもらいました。

それによれば、親の代から住宅用通路として借用していた土地に農地が含まれていたことが判明したため、転用の上、所有権の移転を行う目的で申請したとのことでした。

また、通路としての使用開始時期をたずねたところ、昭和56年1月から現行の状態となっていたとのことでした。

部会としては、事後承諾となったことにつき始末書を添付させるとともに、許可後の手続きに遺漏がないよう指導し、譲受人もこれを承諾しました。

議案書44ページ2番の案件です。

本件の譲受人のD(株)代表取締役E氏の代理人のF氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地の開発計画は3年ほど前に持ち上がり、計画が具体化したのが昨年からのことでした。

なお、現地調査を行った際に、現地に除雪した様子があったため、その理由についてたずねたところ、市歴史文化課による指示で埋蔵物調査を行ったとのことでした。

また、申請地周辺は開発にともなう転用申請が続いており、地元住民との調和やごみステーション等について配慮するよう申し入れを行い、譲受人もこれを了承しました。

議案書44ページ3番の案件です。

本件の譲受人の(株)G代表取締役H氏の代理人のI氏から申請にいたった理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は、店舗の老朽化に伴う立て替えにあわせ、駐車場が不足していることから、敷地拡張のうえ再配置を計画したとのことです。

また、計画時期や立地の現況についてたずねたところ、計画に関する交渉を昨年から開始し、合意形成ができたことから申請にいたったものであり、立地的には交通量も多く、集客力が高い店舗であるとのことでした。

工事計画と竣工予定についてたずねたところ、盛土期間は2か月とし、夏ごろ開店予定とのことでした。

なお、敷地内に別の店舗がありますが、こちらは申請地に曳家で対応するとのことでした。

また、既存敷地と申請地に挟まれた道路に対する認識をたずねたところ、市道であることを認識し、区建設課の同意を得ているほか、地元自治会長に対する説明も行っているとのことでした。

このほか、既存排水施設も機能保全について留意しているとの答えを得ました。

本案件については以上です。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第34号は、原案のとおり決定しました。

山田次長

それでは、次に移ります。

議案第 35 号、農地利用集積円滑化事業規定の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

議案書 45 ページをお願いいたします。

議案第 35 号、農地利用集積円滑化事業規定の決定についてであります。農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 4 項の規定に基づき、にいがた南蒲農業協同組合が農地利用集積円滑化事業規程の一部を変更するにあたり、次のとおり提案いたします。

ということで、以下について読み上げさせていただきます。

秋葉区農業委員会管内の農地利用集積円滑化事業の事業実施者は、新潟市農業協同組合以下記載の五団体となっておりますが、このたび、同円滑化事業の事業実施者である、にいがた南蒲農業協同組合が農業委員会等に関する法律の改正に伴う名称変更のため、新潟市に農地利用集積円滑化事業規程の変更承認の申請がありました。

農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 4 項で、市町村は農地売買事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認しようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならないこととなっています。この規定により、新潟市は、にいがた南蒲農業協同組合の同事業規程に農地売買等事業に関する事項が定められていることから、農業委員会の決定について照会してきたものであります。

なお、ご承知かと思いますが、にいがた南蒲農業協同組合は昨年 6 月にもこの円滑事業規程の変更を提出しておりますが、その変更内容に不備・不足があったため、再度提出してきたものでございます。

それでは、具体的変更内容等について説明させていただきます。資料 2 をご覧ください。

資料 2、2 ページは、新潟市長から新潟市各農業委員会会長への照会文であります。

次の 3 ページは、変更箇所の新旧対照表です。下線部分が変更箇所ですが、右が今までの規程、左が変更後の規程となります。

第 4 条の第 1 項及び第 2 項を記載のとおりに変更するものです。

なお、附則で「この規定の変更は、行政庁の承認を受けた日から効力を生ずる。」としています。

次の 4 ページは、にいがた南蒲農業協同組合から新潟市長あての規程の変更承認申請書です。

5 ページからは、変更後の農地利用集積円滑化事業規程です。後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

議案書の 46 ページに戻っていただきたいと思います。

46 ページは、総会承認後、新潟市長への変更承認に関する回答案であります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 35 号は原案のとおり決定されました。

議長

次に、追加議案の議案第 36 号、贈与税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

追加議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 36 号、贈与税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてであります。

番号 1 です。

岡田地区で、平成 29 年 12 月 27 日に農地法第 3 条の生前一括贈与の許可を受けている親子間のものです。

申請面積は、田で 18 筆、約 153 アールです。申請地の農地区分は市街化調整区域内農振農用地区域内農地であります。また、農地部会に付されております。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからのご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

贈与税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定1件の調査内容について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

まず、本件の願い出人J氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、所有者である父が高齢であり、将来的な経営計画から申請にいたったとのことで、申請地に転用予定地は含まれないとのことでした。

また、近隣の圃場整備計画についてたずねたところ、平成30年から31年にかけて地質調査を予定しており、結果をもって今後の計画策定を行う予定とのことでした。

また、地元から申請者は地区内において誠実な経営を行っており、問題ないとの意見があったため、決定後の用途維持について指導し、申請人もこれを了承しました。

本案件については以上です。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 36 号は、原案のとおり決定しました。

議長

それでは、次に移ります。

議案第 37 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

追加議案書の 2 ページをお願いします。

議案第 37 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてであります。

番号 1 です。

大関地区で、贈与による所有権移転の許可申請です。

譲受人の経営面積は、約 60 アールで水稻・蔬菜の経営です。

申請面積は、田 1 筆、約 1 アール。

農地区分は、農振農用地区域内農地です。

贈与ですので、10 アール当たりの対価はありません。また、農地部会に付されております。

番号 2 です。

北上新田地区で、贈与による所有権移転の許可申請です。

譲受人の経営面積は約 878 アールで、水稻・蔬菜の経営です。

申請面積は、田 2 筆、約 20 アール。

農地区分は、農振農用地区域内農地です。

贈与ですので、10 アール当たりの対価はありません。また、同一世帯内の親子間の贈与ですので、農地部会に付されておられません。

番号 3 です。

小向地区で、贈与による所有権の持ち分移転の許可申請です。

譲受人の経営面積は約 61 アールで、蔬菜の経営です。

申請面積は、畑 1 筆、約 5 アール。

農地区分は、農振農用地区域外農地です。

贈与ですので 10 アール当たりの対価はありません。また、農地部会に付されております。

以上、この 3 件の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案、農地法第3条許可申請に関する意見決定2件の調査内容について報告します。

では、追加議案書2ページ1番の案件です。

まず、本件の譲受人のK氏から申請にいたった理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は元々自己所有地であったところ、事情により譲渡人の名義となっていたが、近年は耕作を受託していたことから、このたび所有権の贈与について合意したため申請にいたったとのことでした。

また、地元の意見として、地区内の担い手であることから申請に対する理解を得たいとの意見があったほか、決定後の耕作について申請どおり行うよう指導し、譲受人もこれを同意しました。

追加議案書2ページ3番の案件です。

まず、本件の譲受人のL氏から申請にいたった理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地の所有権は、譲受人の父方の叔母、譲受人の祖母、譲受人による各3分の1の共有名義となっており、この度、譲渡人が高齢であることを理由に、持分の贈与、所有権移転について合意したことから申請にいたったとのことでした。

現在の申請地の管理は、譲受人が行っていることから、許可後の耕作について申請どおり行うよう指導し、譲受人もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 37 号は、許可相当として意見決定することとしました。

ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地法第 4 条転用届出に関する受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 47 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画（案）についてであります。

新津地区で 4 件、小須戸地区で 5 件、筆数 150 筆、面積 129,045 m²であります。

49 ページをご覧ください。

中間管理事業の利用権の移転、新津地区が 7 件であります。

続いて 52 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が 17 件であります。

以上です。

事務局

(笹川副主幹)

56 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてであります。記載のとおりの内容で6件受理いたしました。

57 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてであります。記載のとおりの内容で2件受理いたしました。

58 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてであります。記載のとおりの内容で6件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思えます。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成29年度2月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 砂 原 剛

署名委員 佐 藤 英 一